

## 霧島市ふるさと納税制度を利用した地元特産品等PR促進ティアアップ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、霧島市と地元企業等がティアアップし、ふるさと納税による本市への寄附の促進及び地元特産品等のPRを行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地元企業等 霧島市内において生産、加工された物若しくはサービスの提供等を取り扱う法人(事業所(工場等を含む。))を有するものに限る。)、個人又は団体をいう。
- (2) 地元特産品等 地元企業等が霧島市内で生産、製造、加工、採取、栽培等をしている物又は提供するサービスで、地場産品基準(地方税法第37条の2第2項第3号、第314条の7第2項第3号及び平成31年総務省告示第179号第5条各号)に適合するものをいう。
- (3) タイアアップ事業者 地元特産品等の提供等をしている地元企業等のうち、この要領の規定に基づき本事業へのティアアップを申し込み、市長の決定を得たものをいう。
- (4) 寄附者 霧島市に対しふるさと納税を行った者をいう。
- (5) お礼の品 タイアアップ事業者が取り扱う地元特産品等のうち、寄附者へ贈呈するものとして市長の決定を得たものをいう。
- (6) 定期便 お礼の品のうち、期間や回数を定めて複数回にわたりお礼の品の提供をおこなうものをいう。
- (7) 寄付金額 お礼の品の価格が、3割以内かつ経費割合が5割以内となるように設定した金額とする。なお、1,000円未満は切り上げとする。

(ティアアップの申込及び承認)

第3条 本事業へのティアアップを希望する地元企業等は、霧島市ふるさと納税制度を利用した地元特産品等PR促進ティアアップ事業参加申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前年度から継続して申込を行おうとするものは、この限りでない。

- (1) 参加(新規・追加)申込内訳書
  - (2) 地場産品適合理由書(地場産品基準に応じて産地証明を添付)
  - (3) 霧島市において製造等を行うことにより返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明
  - (4) 誓約書
  - (5) 滞納がない証明書(市外事業者等)
  - (6) 会社等概要(パンフレット、自社ホームページの印刷物等でも可)
  - (7) 地元特産品等の内容、形状、数量等が確認できる写真
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 タイアアップ事業者は、市税等(霧島市歳入確保対策推進本部設置要綱(平成18年霧島市告示第335号)第2条に掲げる市税等をいう。)の滞納がないものでなければならない。
- 3 第1項の申込書等が提出され市長が、審査によりティアアップ事業者及び地元特産品等として適当と認めるときは、総務大臣へ新たに提供を開始しようとする返礼品等として申請する。

- 4 前項の申請が総務大臣から認められたときは、申請された地元特産品等を「霧島市ふるさと納税制度を利用した地元特産品等PR促進お礼の品ティアップ事業者参加決定通知書（第2号様式）」により通知する。
- 5 タイアップ事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにふるさと納税に対応するための準備を行うものとする。
- 6 タイアップ事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 地場産品基準に合致するお礼の品を提供すること。
  - (2) タイアップ期間中において、お礼の品の提供を継続すること。
  - (3) お礼の品の提供に関する事故、トラブル等に関しては、ティアップ事業者の責任において適正に処理すること。
  - (4) 書面により市長の承諾を得た場合を除き、この事業の実施を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又はこの事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならないこと。
  - (5) お礼の品を寄附者に送付またはサービスの提供を行う場合は、内容や容量、サービス等がティアップ申込内容やポータルサイトに掲載された情報等と相違ないこと。
  - (6) 食品返礼品の産地名の表示は、関係法令を遵守し適正に行うこと。
  - (7) 事業の実施に当たって、この要領及び市長の指示に従うこと。

(新たなお礼の品の申込)

第4条 タイアップ事業者は、新たな地元特産品等をお礼の品とする場合は、前条第1項(1)、(2)、(6)について提出しなければならない。

- 2 前項の場合は、前条第3項、第4項及び第5項を準用する。

(お礼の品の内容変更の申込)

第5条 タイアップ事業者は、お礼の品の内容（お礼の品の価格、内容量、地場産品適合理由等）に変更がある場合は、お礼の品内容変更申請書（第4号様式）を電子メールまたは郵送にて提出するものとする。

(実地調査等)

第6条 タイアップ事業者は、市長が実施するお礼の品の調査等について、適切に応じなければならない。

(ティアップの解除等)

第7条 市長は、ティアップ事業者から霧島市ふるさと納税ティアップ事業（お礼の品の一部）解除申出書（第3号様式）の提出があったとき及び本要領の規定に違反したときは、ティアップ（お礼の品の一部）を解除、又は期間を定めて停止することができる。

(寄附者へのお礼)

第8条 ふるさと納税のお礼として、寄附金額に応じて、霧島市民以外の寄附者に対し、お礼の品を贈呈する。

- 2 市長は、霧島市民以外の寄附者からお礼の品の申込があった場合は、当該お礼の品を取り扱うティアップ事業者に通知し、通知を受けたティアップ事業者は、速やかにお礼の品を指定された送付先に送付するものとする。

(お礼の品の提供に係る代金)

第9条 第8条に対するお礼の品の代金は、第3条第4項により通知された額による。

なお、お礼の品の配送にかかる送料が、関東への送料を基準として 600 円を超えた場合に、お礼の品の代金とは別に 600 円をタイアップ事業者へ支払うこととする。

- 2 お礼の品の発送後に未達が生じた場合、返送に係る費用はタイアップ事業者が負担することとする。
- 3 前2項に規定する配送や返送に係る費用負担については、市が必要と認める場合はこの限りではない。

(お礼の品の請求及び支払)

第 10 条 タイアップ事業者は、第 9 条に基づき算出された請求書をお礼の品の発送日の属する月の翌月の 10 日（3 月の場合は当該月の末日）までに市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から 30 日以内に、タイアップ事業者の指定する金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 タイアップ事業者は、当該年度終了後 1 年間は、お礼の品の送付に係る関係書類を保管しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 タイアップ事業者は、ふるさと納税制度において知り得た個人情報を厳重に取り扱うとともに、お礼の品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならず、タイアップ事業者でなくなった後においても同様とする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。